

(6) 職員手当の状況 (平成22年4月1日現在)

手当名	支給内容等
扶養手当	○配偶者 13,000円
	○配偶者以外の扶養親族(1人につき) 6,500円 (配偶者なしの場合、その内1人まで 11,000円) ※満16歳から満22歳までの子(1人につき) 5,000円加算
住居手当	○借家・貸間(最高限度額) 27,000円
	○持家 3,500円
通勤手当	○交通機関利用: 運賃相当額(限度額55,000円) ○交通用具利用(自動車等): 2km以上から、距離に応じて支給
特殊勤務手当	○4種類(清掃作業等業務手当、防疫業務手当、行旅死亡人等処理業務手当、防災業務手当) 1件又は1日につき、それぞれ条例に定める額
期末・勤勉手当	○期末手当 6月期: 1.25月分 12月期: 1.35月分
	○勤勉手当 6月期: 0.70月分 12月期: 0.65月分
退職手当	(自己都合) (勸奨・定年)
	勤続20年 23.50月分 30.55月分
	勤続25年 33.50月分 41.34月分
	勤続35年 47.50月分 59.28月分
	最高限度額 59.28月分 59.28月分

(注) 退職手当の支給率は、埼玉県市町村総合事務組合の市町村職員退職手当条例によるものです。

(7) 特別職の報酬等の状況 (平成22年度)

区分	給料月額等	
	本庄市	(参考)類似団体における最高/最低額
給料	市長 801,000円(890,000円)	992,000円/500,000円
	副市長 718,200円(756,000円)	804,000円/395,000円
報酬	議長 425,000円	690,000円/359,800円
	副議長 374,000円	620,000円/295,000円
	議員 353,000円	560,000円/267,600円
期末手当	(平成22年度支給割合)	
	市長 3.9月分 (20%減額あり)	
	副市長 3.9月分 (10%減額あり)	
	議長 3.9月分	
	副議長 3.9月分	
退職手当	市長	(算定方式) 890,000円×48月×0.35×1.15 (1期の手当額) 17,194,800円 (支給時期) 任期毎
	副市長	(算定方式) 756,000円×48月×0.21×1.15 (1期の手当額) 8,763,552円 (支給時期) 任期毎

- (注) 1 給料については、市長10%、副市長5%を、期末手当については、市長20%、副市長10%の減額措置を行っています。給料の欄の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
3 類似団体とは「類似団体別職員数の状況」(総務省調べ)において、本庄市と人口規模、産業構造が類似している団体を指しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要 (標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時

(2) 年次有給休暇の取得状況 (各年1月1日から12月31日まで)

	平成22年	平成21年	対前年度増減
平均取得日数	8.10日	8.82日	-0.72日

(3) 病気休暇・介護休暇及び組合休暇の取得状況

(平成22年度)

病気休暇	介護休暇	組合休暇
22人	0人	0人

(4) 育児休業などの取得状況 (平成22年度)

休業者の内訳	育児休業		部分休業	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
取得者合計	15人	5人	4人	3人
うち女性	15人	5人	4人	3人
うち男性	0人	0人	0人	0人

- (注) 1 育児休業は、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間を限度として勤務に従事しないことを可能とする制度で、育児休業をしている期間の給与は支給されません。
2 部分休業は、小学校就学前の子を養育するため、子が小学校就学の始期に達するまでの期間を限度として1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲について勤務に従事しないことを可能とする制度で、部分休業をした期間の給与は減額されます。

4 職員の研修の状況

区分	コース数	延べ人数
児玉郡市広域市町村圏組合研修	12コース	164人
自治人材開発センター研修	10コース	21人
埼玉県総合技術センター研修	9コース	15人
全国建設研修センター研修	1コース	1人
市町村アカデミー研修	1コース	1人
合計	33コース	202人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

区分	種類	内容	該当者
分限処分	降任 免職	○勤務成績が良くない場合 ○心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ○上記のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 ○廃職又は過員を生じた場合	なし
	休職	○心身の故障のため、長期の療養を有する場合 ○刑事事件に関し起訴された場合	2人
懲戒処分	戒告 減給 停職 免職	○地方公務員法等又はこれに基づく条例、規則、規程に違反した場合 ○職務上の義務に違反し、又は義務を怠った場合 ○全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	なし

6 公平委員会の業務の状況

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

本庄市人事行政の運営などの状況を公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況 (平成22年度)

職種	男性	女性	合計
事務職	12人	1人	13人
技術職	土木	0人	1人
	建築	1人	0人
	保健師	0人	1人
	栄養士	0人	1人
計	14人	3人	17人

(2) 退職の状況 (平成22年度)

	事務職	技術職	技能 労務職	合計
定年退職	5(0)人	0(0)人	0(0)人	5(0)人
勧奨退職	7(5)人	4(2)人	0(0)人	11(7)人
自己都合退職	0(0)人	0(0)人	0(0)人	0(0)人
その他(死亡、 免職、失職)	0(0)人	0(0)人	0(0)人	0(0)人
計	12(5)人	4(2)人	0(0)人	16(7)人

※()内は、女性の数で内書きとなっています。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減 理由	
	平成21年	平成22年			
普通会計部門	議会	7人	6人	-1人	(増員理由) ・組織・機構の改革に伴う事務事業の移管 (減員の理由) ・議員定数の減に伴う業務減 ・組織・機構の改革に伴う事務事業の移管 ・業務の一部民間委託 ・事務の統廃合縮小 ・組織・機構の改革に伴う事務事業の統合・縮小
	総務	127人	122人	-5人	
	税務	48人	47人	-1人	
	民生	108人	106人	-2人	
	衛生	34人	28人	-6人	
	労働	2人	2人	0人	
	農林水産	18人	16人	-2人	
	商工	5人	5人	0人	
	土木	61人	65人	4人	
	計	410人	397人	-13人	
教育部門	65人	63人	-2人		
消防部門	—	—	—		
小計	475人	460人	-15人		
公営企業等	水道	17人	16人	-1人	(増員理由) ・業務増
	下水道	14人	14人	0人	(減員理由) ・組織・機構の改革に伴う事務事業の統合
	その他	34人	35人	1人	
	小計	65人	65人	0人	
合計	540人	525人	-15人		

(注) 職員数は、教育長を含む一般職に属する職員数です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成22年度 普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
人 78,844	千円 25,957,823	千円 2,054,830	千円 4,039,756	% 15.6

- (注) 1 人件費とは、常勤の職員に対する給料、職員手当及び共済費、非常勤特別職の職員に対する報酬、社会保険料等をいいます。
2 普通会計とは、一般会計、特別会計等の各会計で経理する事業の範囲が各自治体で異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分をいいます。

(2) 職員給与費の状況 (平成22年度 普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
人 463	千円 1,760,811	千円 203,879	千円 631,160	千円 2,595,850	千円 5,607

- (注) 1 この表では、普通会計決算統計の給与費とは異なり、常勤の一般職の職員に支給する給料及び職員手当(退職手当を除く。)の実支給額を表しています。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の、教育長を除いた普通会計に属する一般職の人数です。

(3) 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額
一般行政職(※)	44.1歳	342,635円	380,253円

(4) 初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	初任給	
一般行政職(※)	大学卒	178,800円
	高校卒	149,800円

(5) 一般行政職(※)の級別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長・局長・参事	11人	2.8%
6級	課長・副参事	41人	10.5%
5級	課長補佐・主幹	65人	16.6%
4級	係長・主査	155人	39.4%
3級	主任・主事・技師	79人	20.5%
2級	主事・技師	27人	6.9%
1級	主事補・技師補	13人	3.3%

- (注) 1 本庄市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

用語の説明

(※) 一般行政職とは

国の指定統計調査である地方公務員給与実態調査等において、職種を区分する際に用いられるもので、企業職、技能労務職、教育職等を除いた職員をいいます。